

豊島区障害者・障害児の熱中症予防支援事業実施要綱

令和8年6月20日
福祉部長決定

(目的)

第1条 この事業は、障害者・障害児を熱中症から守るため、熱中症予防の普及啓発、熱中症予防に資する機器や設備の導入等を実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、豊島区とする。

(事業内容及び対象事業)

第3条 この事業は、障害者・障害児の熱中症予防に係る事業のうち、次の事業を対象とする。ただし、他の制度により補助されている事業は除く。

- (1) 普及啓発（ちらし・熱中症啓発グッズの配布等）
熱中症予防のちらしや熱中症予防グッズ（ネッククーラー等）の配布等により、障害者・障害児の熱中症予防を図る事業
- (2) 熱中症予防に資する機器や設備（日除け・ミストシャワー等）の導入補助
障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等が、利用者の熱中症予防を目的として、事業所・施設内に設置する日除けやミストシャワー等を購入するために必要な費用の一部を補助する事業

(事業実施期間)

第4条 この事業の実施期間は、区長が特に認める場合を除き、単年度とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、福祉部長決定の日より施行し、同年4月1日から適用する。